

平成二十九年六月二十七日受領
答弁第四三一号

内閣衆質一九三第四三一号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出総理の言う「戦後レジーム」の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出総理の言う「戦後レジーム」の意味に関する質問に対する答弁書

一について

安倍内閣総理大臣が平成二十七年三月三日の衆議院予算委員会において述べた「戦後レジーム」とは、衆議院議員逢坂誠二君提出経済財政改革の基本方針二〇〇七に関する質問に対する答弁書（平成十九年七月十日内閣衆質一六六第四五七号）一についてと同様に、戦後の「憲法を頂点とした、行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組み」を意味するものである。

二について

お尋ねについては、平成二十七年二月十七日の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「二十一世紀となった今、時代の変化に伴い、そぐわなくなった部分については、自分たちの力で二十一世紀の現在にふさわしい新たな仕組みに変えていくべき」と述べたとおりである。